

2008年度アメリカ法科大学院協会 臨床法学大会参加報告

II. アメリカ臨床法学教員ネットワーク

—アメリカ法科大学院協会大会・臨床法学大会・ 地域臨床法学集会比较して—

後藤弘子（千葉大学大学院法務研究科教授）

1. はじめに

アメリカのロースクールにおいては、臨床法学教育が重要な位置を占めている。筆者が2007年度に訪問研究員として滞在していたワシントン大学ロースクール（シアトル、ワシントン）においても、ロースクール内にリーガル・クリニクを擁し、外部からの法律相談に応じているだけでなく、充実した教育を学生に対して提供している。クリニクには、環境法、会社法、連邦刑法、ADR、子ども法、移民法、インセンティブプロジェクト、技術と法、ネイティブアメリカン法、労働法などがある。

このクリニクにおける教育を支えているのが、クリニク担当の教員たちである。クリニク担当の教員たちは、授業を担当しつつ、クリニクでの指導に当たっている。たとえば、1980年代後半というかなり早い時期から、同大で、刑事司法クリニク等を教えてきた女性教員は、2007年度には、証拠法 (Evidence) と Innocent Project Clinic (DNA検査によって刑事確定者の冤罪を救済する全米にまたがるプロジェクト) を担当していた。彼女をはじめとして、同大では、クリニク担当教員でもディニフ・トラックに乗っている教員も少ない。

しかしやはり伝統的なロースクール教育とクリニク教育では、かなり異なることが予想されることから、いくつかのネットワークワーキングの仕組みが制度として用意されている。それが、今回紹介するいくつかの大会である。

筆者が参加したのは、1) 地域臨床法学集會である北西地区臨床法学集會 (Northwest Clinic Conference) (2007.10、オレゴン・ペンント)、2) アメリカ法科大学院協会 (AALS) 年次大会 (2008.1、ニューヨーク)、3) 臨床法学 (AALS/CLE) 年次大会 (2008.5、ワシントン・ワシントン) である。

以下、各大会から見えてきた臨床法学教員のネットワークワーキングのあり方について概観してみたい。

2. 北西地区臨床法学大会 (Northwest Clinic Conference)

本大会は、アメリカの北西部に位置する州（ワシントン州、オレゴン州、アインダナ州、モンタナ州）を中心とした地域的臨床法学大会である。各ロースクールが持ち回りで大会を主催し、2007年の大会はオレゴン州ペンントにあるサンリバー・リゾートで行われた。ちなみに、2008年の大会は、ワシントン州シアトル郊外のスリーピング・レディで開催される。今回の大会は、2泊3日で、40人弱が参加していた。この大会は、毎年リゾート地で懇親を兼ねて開催されている。

大会は、1日目懇親会、2日目午前ゲスト・スピーチによる講演とグループでの話し合い、午後ワーキングセッション、自由時間及び夕食会、3日目午前全体の総括という流れにそって行われた。

今回のゲスト・スピーチは、CLEにおけるベスト・プラクティス検討委員会委員長で、2007年に出版された BEST PRACTICES FOR LEGAL EDUCATION の著者である Roy Stuckey 南カリフォルニア大学ロースクール教授で、「ベスト・プラクティス」についての紹介が行われた。その後、「あなたの大学の Dean に In House Clinic の必要性をどう説得するか」というテーマで、目的、必要な理由、他の実務科目との違い（特にエクスタージングやシミュレーション）を少人数で話し合い、それを報告するというセッションが行われた。

その中で印象的だったのは、Roy 教授が、クリニクがどうしても必要か、他の方法でも学べるのではないか、ということを強調して、「クリニク万歳」にならないようというコメントを行ったことである。

午後は、授業に遊びの要素を取り入れることで、いかに授業が変わるか、というワークショップだった。目の色の薄い順に話さないで一列に並ぶ（目を見て話す訓練、これまで気がつかなかったことに気付かせる訓練）、Jeopardy を使ったゲーム形式クイズ、積み木を一人が組み立てて、その組み立てた人に対してほかの人が質問し、その質問を聞くだけで、積み木を組み立てるゲーム（裁判所や陪審員に言葉で伝えることとの困難の確認）等のゲームの例が提示された。このワークショップはシアトル大学ロースクールのクリニク教員が中心に実施されたものであったが、このグループによるワークショップは、AALS 年次大会でも替え歌等を利用する形で行われ、並行して行われていた他のワークショップ会場から苦情が寄せられるほどの好評を博した。

3日目の朝は、ベスト・プラクティスに関して、最近出されたカーネギーレポートを踏まえた検討が行われた。さらに、どうすれば全員に卒業までに実務を経験させられるかについて、各大学の設定や規模からして、主に懇親を目的として実施されているといっている。本集會は、場所の設定や規模からして、主に懇親を目的として実施されているといっているともいえる。ロースクール教育において、臨床法学教育が重要な役割を果たしていることが認知されるようになった今でも、ディニフの意向や資金の状況によって、クリニク

クや臨床法学科目の行方は依然不透明であることも否定できない。そのため、他のロースクールへの動向（成功例や失敗例も含めて）に関する情報交換を行うことは不可欠となる。その場所としても、本大会は重要な役割を果たしているように感じた。

3. アメリカ法科大学院協会 (AALS) 年次大会 (以下 AALS 年次大会)

年が明けてすぐ、AALS 年次大会に出席した。AALS 年次大会は、毎年 1 回に行われる法科大学院協会の主催による大規模な大会で、2008 年はニューヨーク市で 4 日間行われて開催された。2008 年の AALS 年次大会の概要については、すでに詳細な報告 (佐藤崇文「アメリカロースクール協会の年次総会」広島法科大学院論集 4 号(2008)29～34 頁)があるため、詳しくはそちらを参照していただくことにして、ここでは、臨床教育教員間のネットワークーキングに関連して、感じたことをいくつか述べておきたい。

本大会は、極めて大規模な大会 (参加者 3000 人?) であり、毎日数多くの分科会が並行していくつも開催されるという形をとっているため、全体を見通すことはかなり困難である。ただし、分科会は、かなり細分化されており、自分の専門的分科会に参加することで、関係する領域の教員とネットワークーキングを行うことができる。

たとえば、筆者が参加した「子どもと法」の分科会では、今後の情報共有のために、参加者のメールアドレスを分科会責任者が収集していた。学会後、そのメールアドレスを基本として、メールマガジンが立ち上がったとの連絡を受けた。

また、AALS 年次大会の参加者には、臨床法学科教員のみならず、クリニック等を担当しないアカデミックの教員も数多く参加している。そのため、日本でも強調される「理論と実務の架橋」が実現することになる。たとえば、全体会における議論においては、日本でもよく知られているピックナーズの教授たちが、「21 世紀の法学教育再考」といったより大きなテーマを巡って議論を行うことで、アカデミズムの状況も把握できる。

さらに、重要なことは、日本の学会のように分野毎に大会が開かれるのではない、ということである。分野ごとに学会が開催される場合、毎年同様の人たちが顔を合わすことで、固定的な関係性は強化されるが、柔軟で多様なネットワークーキングがどうしても弱くなってしまう。最近では、日本でも領域横断的なジェンダー法学会のような学会も存在しているが、必ずしも一般的ではない。

このように AALS 年次大会は、自分の専門分野、理論と実務、他の専門分野といった 3 つの異なるネットワークーキングの可能性を秘めているということができよう。

4. 臨床法学 (AALS/CLE) 年次大会

最後に紹介するのは、臨床法学年次大会である。本大会は、AALS 年次大会よりはかなり規模が小さく、参加者は 500 人ほどであった。毎年そうだとはいえないとは思いますが、今回参加した臨床法学年連大会は、両方ともリゾート地で、リラックスした雰囲気の中で行われており、それが直前にあった日本の臨床教育学会とかなり対比的であった。

さらにいえば、日本とは異なり、参加者には女性教員の比率がとても高いことも、それぞれの学会の特徴をよく表すものとなっている。ロースクールにおけるクリニック担当教員の身分的保証の不十分さの観点からすると、女性が多いことは、必ずしも歓迎すべきことではないともいえるが、少なくとも数の点からは、うらやましさを感じた。

AALS 年次大会には、スーツにネクタイ姿で参加していた著名な臨床法学科教員が、ハーバードで参加するなど、参加者の服装もラフなだけでなく、ランチョンミーティングの際には、初めて参加した教員を全体で紹介するなどのイベントも用意されており、強いましまりを感じることができた。

この大会については、他の 2 つの論考において、詳しく紹介されているので、ここではネットワークーキングの観点からいくつかの点を指摘しておきたい。

まず指摘できるのは、どのセッションでもロールプレイをとても重視しているということである。全体会において、実際にクリニックで事件を学生に担当させるとき、どのようなやり方が適切か、等に関しても、ペアで活動している学生とうまくいかないとどの相談にどのように答えるのか、まずロールプレイが行われて、それについて、少数グループに分かれて議論するという形がとられていた。また、筆者が参加した DV クリニックの分科会では、参加者を通常の専門によって、刑事クリニック担当グループと DV クリニック担当グループに分け、刑事クリニック担当者が DV 被害者のクライアントになるという形で、面接のロールプレイが行われた。

臨床法学科教育の目的の一つとして、実務を実感することが上げられる。実務を実感することとは、実務で実際何が行われているかを知ることであり、それは、とりもなおさず、クライアントにとって適切な対応を行うことを学ぶことでもある。しかし、何がクライアントのニーズなのか、何が適切な対応なのかを実感することは、そう簡単ではない。ロールプレイで、クライアントや法律家を演じるという技法は、これらを体感するために極めて有効であり、そのためのスキルを学会の場で磨くことは、臨床法学科教育担当教員として役に立つものとなる。

さらに、ロールプレイの実施は、ネットワークーキングの充実にとっても欠かせないものになる。もちろん隣に座り合わせた参加者と話をすることで、ネットワークが広がることも少なくない。しかし、実際にロールプレイを行う相手方になる方が、その可能性は高い。次にネットワークーキングにとって重要なことは、大会参加者は、予め参加するグループを選択して、大会中基本的には同一グループに参加するという仕組み取られていることである。ワーキンググループは、全体会で学んだことをそれぞれの実践に即してとらえ直す、という役割を果たしている。

筆者は、今回 Criminal/Juvenile のワーキンググループに参加したが、そこに参加することで、全米各地のロースクールに Juvenile Clinic を行っている教員と知り合うことができたし、各クリニックがどのようなことを行っているのか、また、どのようなことに困難をかかえているのか、を知ることができた。

一口にローキンググループの参加者といっても、何十年もの Juvenile Clinic の経験者もいれば、つい最近自らの手で、やっとクリニックを立ち上げた人などさまざまである。経験が浅い教員は、経験の長い教員からアドバイスを受けることで、より適切な学生の指導を行うヒントを得ることができるようになる。また、このような経験を共有する場所が用意されることで、クリニックのよい意味での標準化も行われることになる。

Juvenile のローキンググループにおいては、長い臨床教育経験を持つニューヨーク大学のラウンディ・ハーツ教授がコーディネーターとして参加しており、彼が時折行うアドバイスは、筆者のみならず、多くの参加者から歓迎されていた。

最後に重要だと思えるのは、本大会の持つアットホームな雰囲気は、臨床法学教育に関わる教員にとって、今後の活動の精神的な拠り所を与えるものになっている、ということである。

全体屋食会で新規参加者を紹介する「ウエルカム・セレモニー」は、「臨床法学教育にようこそ」という意味合いを持ち、臨床法学教育への継続的な関与に対するインセンティブを高めるものとなっている。臨床法学教育がアメリカのロースクールにおいてここまで受け入れ、盛んになってきている背景には、このような学会の努力も無視できないのとは感じた。

5. おわりに

以上、筆者が参加した臨床法学教育に関する3つの大会を、「ネットワーキング」をキーワードとして概観した。実際に参加してみても、アメリカにおいては、多様なネットワーキングの場が用意されていることを実感した。ネットワーキングが適切に行われることで、教員相互の情報交換が活発化し、それが臨床法学教育教員のスキルアップにもつながる。そして、このスキルアップは、学生のために役立つだけでなく、クライアントの利益になることを忘れてはならない。

日本では、やっと臨床法学教育学会が産声をあげたばかりだが、今後は、年次大会だけではなく、ネットワーキングを促進するような地域単位の活動を行うことが望まれる。

2008年度アメリカ法科大学院協会 臨床法学大会参加報告

Ⅲ. アメリカ臨床法学大会に見るエクスターンシップ教育の多様性

中網栄美子（早稲田大学法務教育研究センター次席研究員）

1. はじめに

2008年度アメリカ法科大学院協会臨床法学大会への出席の機会を得た。同会への出席に際して、私の主たる目的はエクスターンシップ・プログラムに関する情報収集、とくに米国ロースクールで実際にプログラムを担当している教員から有益な示唆を受けるといふものであった。2004年の法科大学院設立により、日本においても臨床法学教育が強く意識されるようになった。臨床法学教育は、従来の法学教育の中では大きく発展しえなかつた分野であり、米国ロースクールの“Clinical Legal Education”から強く影響を受け新しく生まれたカリキュラムといえる。しかしながら、この「臨床法学教育」というものが、そもそもいかなるもので、何をどのように教えるのか、何をどこまで法科大学院の学生に体験させるのか、については統一的な見解が形成されているわけではない。“Clinical”という言葉から、それはリーガル・クリニックを指しており、エクスターンシップは厳密には含まれないとする意見もあった。

2008年4月に創設された（日本）臨床法学教育学会（JCLEA）では、会則の中に「（前項の）臨床法学教育とは、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、シミュレーション、法律相談、法情報調査、法文書作成及びそれらに関連する法学教育の方法を意味するものとする」（会則第2条2項）とあり、本稿では臨床法学教育をこのように広義に解釈して考察してゆきたい。

現在74校ある日本の法科大学院の中には、リーガル・クリニックを行っている（所もあるが、エクスターンシップについては多くの大学がカリキュラムに取り入れている。ただし、その目的や内容、期間などは様々であり、その現状を、米国ロースクールの培ってきた経験と比較すると、将来に向かって改善すべき課題が幾ばくか見えてくるように思われる。